

告 示

埼玉県告示第千三百三十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―四八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市葛和田字伊勢宮千七百四十二番、千七百四十三番、千七百四十四番、千七百三十七番一、一七三七番二、千七百四十番一、千七百四十番二、千七百九十五番一、千七百三十六番二

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百八十・九六立方メートル